

## (4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

### ① 児童生徒の非行の未然防止等

#### 【現状認識と課題等】

千葉県における令和6年の刑法犯少年検挙人員は876人であり、2年連続で増加しています。刑法犯少年検挙人員に占める再犯者の割合は、令和6年で29.3%であり、ここ数年3割前後で推移しています。

また、令和6年の刑法犯全検挙人員に占める少年の割合については10.7%で、前年から引き続き10%を上回っています。(出典：警察本部)

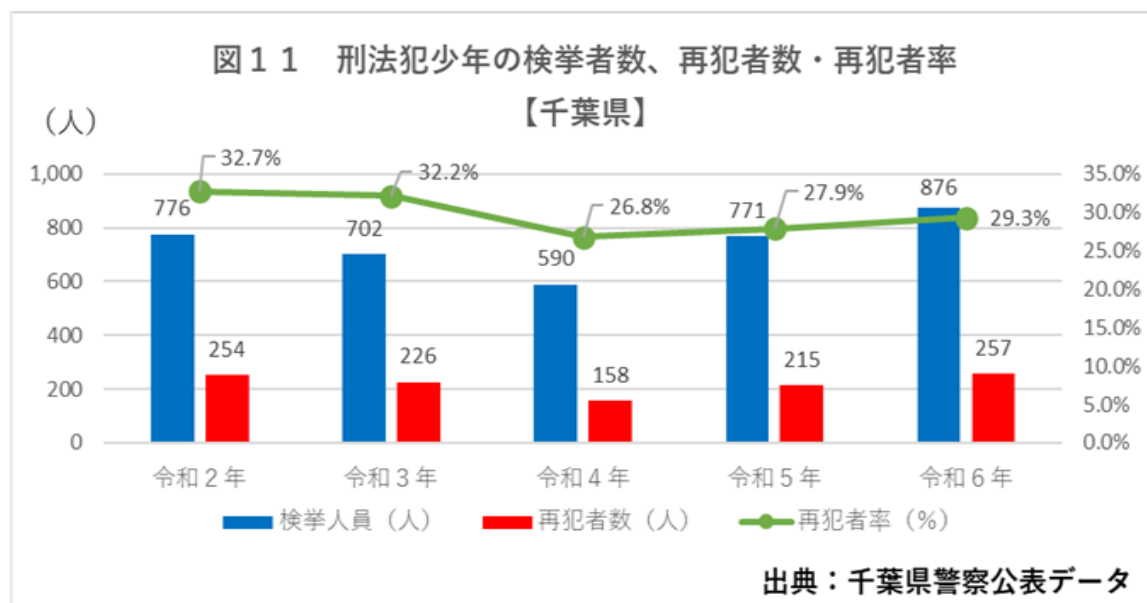
少年を取り巻く環境が日々変化している中、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさを抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにする施策の充実が求められています。

しかし、近年の少年非行の背景には、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足等、発達上の問題等が複雑に絡み合っている場合もみられ、非行の未然防止や早期立ち直りへの課題となっています。

また、少年自身や親、家族の責任だけでは非行の問題を解決することは難しいと想定されることから、非行少年もしくは非行少年であった人に対して支援を行う際は、それぞれの事情について配慮しつつ、矯正施設や保護観察所、児童相談所、学校等の関係機関が連携することが必要だと考えます。

### ○ 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率

県内の刑法犯少年の検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は3割前後を推移しています。



## 【本県における取組の方向性と概要】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実等に対し、支援していきます。
- ・学校において、非行や薬物乱用の防止教室が適切に実施されるよう、関係機関からの情報提供、研修等への支援を実施していきます。
- ・地域の更生保護ボランティアが、学校等との連携により実施している啓発活動・非行予防活動について、保護観察所の依頼に基づき、関係する教育機関等に働きかけを行います。

### 【教育庁児童生徒安全課】【学事課】

- ・「学校・警察連絡制度」により、学校と警察が相互連絡を行い、連携して児童生徒の犯罪被害防止並びに安全確保や、問題行動及び非行防止、再発防止と立ち直り支援に努めます。

### 【教育庁児童生徒安全課】

- ・学校での薬物乱用防止教室を推進するため、教員がその必要性を理解し、指導の実践方法を身に付けるための研修会を開催し、資質の向上を図ります。
- ・学校で開催される薬物乱用防止教室を、千葉県警察や薬物専門講師等と連携して行う等、薬物乱用防止教室の充実を図ります。

### 【教育庁保健体育課】

- ・犯罪被害者等支援の一環として、高校生向けに、被害に遭ってしまった場合とその後の対応や、被害者や加害者を生まないための「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施します。

### 【くらし安全推進課】

- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、官・民の様々な機関で構成される子ども・若者支援協議会において、情報共有や必要な取組の検討とともに支援機関の人材育成を行います。
- ・青少年総合対策本部を中心に「青少年を健全に育てる運動」を展開する他、市町村等に当該運動について周知し、青少年の非行防止及び健全育成に努めます。
- ・青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う各市の青少年補導センター及び青少年補導員に対して、必要な助成等を実施します。
- ・青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。

### 【県民生活課】

- ・児童相談所では、児童に関するあらゆる問題について相談に応じますが、非行相談においては、児童や保護者との面接等を通じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携して支援、指導を行うとともに、必要な児童については児童自立支援施設に入所させ、集団生活のもとで自立を支援します。
- ・児童相談所では、専門の職員が児童虐待に関する相談のほか、非行や障害等、児童に関するあらゆる相談に対して、児童の福祉の向上と権利擁護を最優先に考え、相談に

応じます。

#### 【児童家庭課】

- ・「教育立県ちば」プランに基づき、県立学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図ります。

#### 【教育庁児童生徒安全課】

- ・学校、少年警察ボランティア等と連携し、繁華街、歓楽街等における合同補導を実施します。

#### 【県警察本部少年課】

### 【国における取組の方向性と概要】

#### （千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。

#### （千葉保護観察所）

- ・千葉県子ども・若者支援協議会の構成員として、関係機関との連携会議に参加したり、少年事件関係機関との連絡会において、家庭裁判所や少年矯正施設、児童相談所等の職員とその処遇について協議し、再犯防止に係る情報共有及びネットワーク構築を図ります。
- ・矯正施設において修学支援等を受けた保護観察対象者について、民間ボランティアや地方公共団体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、必要に応じた円滑な連携を図ります。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### （中核地域生活支援センター）

- ・学校内において、生活上困難を抱える子どもとその保護者に対し、スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援を実施します。また、校内での居場所づくり事業にも取り組みます。

#### （千葉県弁護士会）

- ・個々の事件の中で、少年の（再）非行防止に資する充実した付添人活動が行われるよう、会内研修や家庭裁判所との協議会を実施します。
- ・子どもやその支援機関（少年院、更生保護施設、児童相談所、児童養護施設）等からの、非行、いじめ、虐待等の相談を専門的に取り扱う「子どもの専門相談」を設け、（再）非行防止に繋がる法的助言ができるよう態勢を整えていきます。
- ・少年院からの講師派遣依頼に基づき、少年院在院中の少年を対象として、（再）非行防止に資する法的知識に関する講演を実施します。

#### （千葉県保護司会連合会）

- ・非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒と保護司会の交流会を開催します。
- ・学校で実施する薬物乱用防止教室等の非行防止授業に協力する等により、児童生徒に対する非行防止の啓発に取り組みます。

#### (千葉県更生保護女性連盟)

- ・非行の未然防止や子育て支援のため、地域で保護者等に対するミニ集会を開催したり、学校や幼稚園等と連携して、児童学童に対する絵本の読み聞かせ活動等の非行予防の啓発活動を行います。
- ・地域団体が行う各種行事・事業に参加協力するとともに、県内で子ども食堂の経営による居場所づくりや学習支援を行ったりする民生委員や BBS会、保護司等のボランティアと協力して、非行防止に取り組みます。

### 【児童相談所】

千葉県健康福祉部児童家庭課

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定により設置されている、児童の福祉に関する相談に応じる機関です。児童一人一人の健やかな成長と自立を支援しています。県内には令和7年度時点で6か所設置されていますが、令和8年度には2か所新設され、合計で8か所となります。

児童相談所の対応している相談のおよそ半分が児童虐待です。非行に関する相談は全体の1～2%となっていますが、非行少年のうち6割が虐待を受けた経験があると令和5年版の犯罪白書で示されており、虐待対応と非行への対応は密接に関係しています。

非行相談の場合、児童や保護者との面談等を通じて非行に至る背景要因を探り、環境の問題がある場合には、その調整を行います。必要な児童については、児童福祉施設等に入所することもあります。また、心理カウンセリング等が必要な場合は、児童心理司が対応しています。学校や警察、少年センター等との協力、連携も不可欠です。福祉の範囲を超えて、自他に対して危険な行為が止められない状況にある場合は、家庭裁判所での審判につなげることもあります。

## ② 学校等と連携した立ち直り支援

### 【現状認識と課題等】

非行や犯罪をした少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保等を通じて、少年を集団的不良交友関係から切り離していくことや、社会での受入れを一層進めることが求められています。

そのためには、学校や民間団体等との協働により、規範意識・社会性・コミュニケーション能力の向上を目指した社会奉仕活動や農業体験等、多様な体験活動が有効であると考えます。特に継続した補導が必要と認められる少年については、体験活動への参加促進や学習支援を含めた継続補導が必要と思われます。

また、子育てに対する親の意識の変化を踏まえ、福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援や、保護者への相談支援が必要であると考えています。さらに、保護司制度等、これまでも少年の立ち直りを支援してきた既存の事業に対する学校関係者の理解を促進するため、具体的にどういった取組を行っていくか検討が必要です。

さらに、児童相談所や少年センター等において、再非行の防止の観点を含めた立ち直りのための相談・支援ができるよう、司法関係機関等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年の健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力を向上させることが課題となっています。

### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行えるようにします。

【教育庁児童生徒安全課】

- ・少年院からの要請に応じて、円滑な復学に向けた情報提供を行います。

【教育庁学習指導課】

- ・修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや関係機関と連携し、学習支援や社会奉仕体験活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努める等、立ち直り支援を行います。
- ・各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。

【県警察本部少年課】

### 【国における取組の方向性と概要】

#### (八街少年院)

- ・学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、通信制高等学校入学等の修学支援を実施します。

#### (千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）)

- ・保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。

#### (千葉保護観察所)

- ・学校に在籍する保護観察対象者や、少年院に収容中で復学が見込まれる少年について、学校や保護司と連携して処遇協議を行う等して、少年の円滑な学業再開や安定した学校生活の維持につながるよう働きかけていきます。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### (千葉県弁護士会)

- ・少年が家庭裁判所に送致された後、観護措置決定がとられたにもかかわらず付添人がいないときに、弁護士会から付添人になろうとする弁護士を派遣し、付添人活動を通じ、学校等の社会資源を活用して少年の立ち直りを支援します。弁護士会では、少年鑑別所に身柄を拘束された少年全員に付添人がつく体制を構築しています。
- ・付添人となる弁護士に少年の立ち直りのために必要な支援を適切に行えるよう研修等を実施し、人材の育成を図ります。
- ・弁護士会と関係機関との協定等に基づき、弁護士が各学校、市町村の教育委員会、県の教育事務所から教育現場における児童生徒の非行にかかる問題について相談を受け、法的観点から助言をします。
- ・非行問題の防止とその対応について、教職員に向けた研修を実施するとともに、学校からの要請があった場合に、児童生徒向けに少年が非行を行った場合にどうなるかを説く出張授業にも対応します。

#### (千葉県保護司会連合会)

- ・学校に在籍する保護観察対象者に関し、学校や保護観察所と連携して協議会を開催する等により、生徒・児童を取り巻く地域や学校の現状について共有を図ったり、定期的な個別の処遇検討会により対象者の問題や処遇のポイントを把握して適切な処遇につなげる等、就学中の保護観察対象者の立ち直り支援と地域の非行防止に努めます。

#### (千葉県更生保護女性連盟)

- ・地域の小学校、中学校と連携し学校区内での見守りを実施するほか、更生保護施設での昼食づくりの活動を通して非行の防止や立ち直りの支援を行います。

#### (千葉県BBS連盟)

- ・千葉保護観察所の依頼によりBBS会員が行う保護観察中の少年に対する学習支援等のともだち活動や、サマーキャンプ等のグループワークに対し、財政的支援をする等により、協力をしていきます。

## 【少年たちをサポートする“BBS運動”（千葉県BBS連盟）】

BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement）は、非行やその他様々な問題を抱える少年たちの自立を支援し、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す青年ボランティア運動です。その名のとおり「兄」や「姉」のような存在となり、同じ目の高さで、ともに学び、楽しみ、汗をかき、ときには一緒に悩む、といったコンセプトのもと、以下の5つの柱を中心に、各地区BBS会（※）で活動を展開しています。

※ 千葉県内の地区BBS会：千葉中央地区、千葉地区（淑徳大学）、千葉大学地区、銚子地区、市川地区、聖徳大学地区（松戸市）

### ◆ ともだち活動

保護観察所などからの依頼に基づき、少年の話し相手・相談相手、学習支援などを行う活動です（少年とBBS会員個人又は数名との個別活動）。

（千葉県での実施例）保護観察中の少年の余暇支援として一緒に街歩き  
公民館等公共施設を使って受験勉強のアドバイス など

### ◆ グループワーク

少年たちとBBS会員がグループとなりスポーツや文化活動などで交流します。普段は、ともだち活動で個別に活動している少年も参加することがあります。

（千葉県での実施例）保護司会や更生保護女性会も参加した「カレーの会」  
「児童養護施設でクリスマス会」（学生BBS会員が企画）など

### ◆ 社会貢献活動、社会参加活動等への参加協力

保護観察所が実施する社会貢献活動に参加するほか、各地区BBS会が社会参加活動を企画して少年たちに参加を呼び掛けます。

（千葉県での実施例）海岸での清掃活動に少年と一緒に参加（社会貢献活動）  
地域のまつりに少年と一緒に出店（社会参加活動） など

### ◆ 非行防止活動

広報活動や青少年健全育成イベントなどを地域で実施。“社会を明るくする運動”にも協力しています。

（千葉県での実施例）地域福祉まつりで中学生と一緒に市内バリアフリーをチェック  
社会を明るくする運動作文コンテストでBBS会長賞 など

### ◆ 研さん活動

少年との接し方や更生保護などに関する県内外で実施する様々な研修に参加します。

（参加研修例）千葉県BBS連盟会員研修、BBS会員中央研修（日本BBS連盟）  
保護司会・更生保護女性会との三者連携研修 など

BBS運動の成り立ちは、戦後間もない昭和22年2月。戦争で家族を失った戦災孤児に

“何かできないか”と考えた京都の学生が始めた「京都少年保護学生連盟」が我が国のBBS運動のスタートと言われています。以後、80年近くその運動は継続され、千葉県でも昭和26年に立ち上がり、現在、約90人の会員がそれぞれの地区BBS会で、千葉保護観察所や各地区の保護司会、更生保護女性会などの関係機関・団体と連携しながら活動しています。BBS会の活動に参加した少年からは、「(BBS会員に)次はいつ会えるの?」、「自分もBBS会員になりたい」、「中学生が更生保護ボランティアに参加できるの?」などの声も聞かれました。今後も非行や再非行の防止につながる活動を千葉県BBS連盟一丸となり取り組んでいきたいと思っております。

### ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

#### 【現状認識と課題等】

国の第二次再犯防止推進計画によれば、我が国の高等学校進学率は約99%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退しています。これらの者は、復学又は進学を希望しても、その大半が希望を果たせていない状況にもあります。さらに、少年院出院時に全日制・定時制・通信制高校への復学・進学及び高等学校卒業程度認定試験を希望していても、出院後は仕事に就き、時間の経過とともに復学・進学等を断念しているという実態があります。

人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切な学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために大変重要だと考えます。このことは、一度、犯罪・非行をした人等であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、誰しものが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要です。具体的には、再び学ぶための機会を増やすことや、進学のための学習も含めた修学支援、そのサポート体制の構築が必要とされています。

しかし、学校との接点を無くしている少年や、学校不適應の事案については、少年院等を出院した後に、本人が進学復学の手段を調べるのは困難であることが想定されます。

また、犯罪や非行をした事実により高等学校等を退学した少年が、矯正教育や保護観察を経て、再び高等学校や高等学校卒業程度認定試験を受験することを希望する場合でも、学校や地域における取組が十分でないこと、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援が十分でないこと等により、学習支援を実施する団体とつながる機会が少ない状況があります。

このため、矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援を充実させ、民間協力団体が効果的かつ円滑な取組が推進できるよう、県教育庁や学校等との更なる連携強化が課題であると認識しています。

#### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・学び直しを望む出所・出院者に対し、入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。

#### 【教育庁学習指導課】

- ・少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、必要な支援を迅速に行えるようにします。
- ・少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。

#### 【教育庁児童生徒安全課】

- ・就学支援金や奨学金・貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。
- ・小中学校における就学援助について、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を働き掛けていきます。

#### 【教育庁財務課】

- ・修学支援の一環として、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図ります。

#### 【学事課】

### 【国における取組の方向性と概要】

#### （八街少年院）

- ・学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。

#### （千葉保護観察所）

- ・進学及び学力向上を希望する保護観察中の少年に対して、民間ボランティア（ＢＢＳ）と連携して学習支援等を行います。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### （千葉県弁護士会）

- ・個々の事件の中で「児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度」に基づく警察からの連絡等により学校が在校生の非行を覚知した際に、非行のあった少年に退学を促すことを防ぐ等、付添人活動が少年の更生に資するものとなるよう、会内研修等を実施します。
- ・子ども・若者の貧困対策の取組として、生活困窮状態にある子育て世帯向けの各種社会保障制度や奨学金制度の充実に向けた調査・提言や相談会等を実施します。

#### （千葉県ＢＢＳ連盟）

- ・千葉保護観察所と連携し、保護観察中の少年等に対して、ともだち活動による学習支援やサマーキャンプ等の体験活動的なグループワークを実施することを通じて、少年達の学習意欲や社会体験・余暇生活の充実等を図ることに協力していきます。

## 非行少年を生まない社会づくりの推進について【千葉県警察】

### 1 活動の経緯

県下の刑法犯少年の検挙人員は、ピークであった2004年（平成16年）から8分の1に減少していますが、令和5年から2年連続で増加しています。また、刑法犯少年の再犯者率は、約3割と高水準で推移しています。

少年が非行に走る背景には、

- 家庭や地域社会の教育機能の低下
- 少年自身のコミュニケーション能力の不足
- 社会の中に自分の居場所を見出せずに孤立感・疎外感を感じていること

などが挙げられ、これらの要因が少年の規範意識の低下につながっていると思われます。

そこで、千葉県警察では、

- 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動
- 少年を見守る社会気運の向上

を2つの柱として、非行少年を生まない社会づくりを推進しています。

### 2 主な活動内容

#### (1) 少年警察ボランティア、千葉県警察学生サポーター等と連携した立ち直り支援活動

少年警察ボランティア等の協力を得て、少年に対して、どらまめやさつまいも栽培等の農業体験、料理教室、スポーツレクリエーション、清掃活動などの社会奉仕体験活動を実施し、

- 社会との協調性、コミュニケーション能力の向上
- 自己肯定感、達成感の獲得や勤労の喜びの体得
- 地域社会・参加者との絆づくりの構築

を図るなど、個々の少年の状況に応じた少年の居場所づくり活動を実施しています。

※ 少年警察ボランティアとは、少年非行防止を図るための民間協力者として、警察本部長や公安委員会の委嘱を受けた方々を言います。

※ 千葉県警察学生サポーターとは、少年の非行問題に関心があり、熱意と行動力のある大学生を少年課長がサポーターに委嘱し、警察と協力して立ち直り支援活動等を実施している大学生ボランティアを言います。



## (2) 少年を見守る社会気運の向上

少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動のほか、万引き等の初発型非行を防止するための非行防止教室等を開催しています。



## (5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

犯罪をした人等はそれぞれに経歴や性格を始め、家庭環境や経済的状況、交友関係等異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。そのため、再犯防止のための取組を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のみ注視しては問題を解決できないこともあります。犯罪をした人等の一人ひとりの複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。

具体的には、対象者の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を丹念に紐解くことができるよう、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実や、刑事司法関係機関等との情報共有を図り、特性に応じた指導・支援等を一貫的・継続的に実施していくことが必要です。

また、国の第二次再犯防止推進計画では、性犯罪者・性非行少年、ストーカー・DV加害者、暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による心的外傷や摂食障害等の精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を有し特別な配慮を要する人等に対する、特性に応じた指導等の充実が掲げられています。

こうした犯罪を行う人等については、自己の行動や考え方に問題があることを認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を対象者自らが考えていけるような専門的支援が必要です。

しかし、矯正施設や保護観察所が行う指導の内容は、必ずしも地域の支援機関と情報共有されているわけではなく、対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関を始めとする関係機関の連携による指導の継続性・一貫性が不十分であることが課題となっています。

令和7年6月1日から刑法が一部改正され、懲役と禁固を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されました。これにより、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業と指導とを柔軟に組み合わせた処遇が可能となりました。個々の対象者に対して、より適切できめの細かい支援を一貫して行っていくためにも、矯正施設と関係機関・団体との一層の連携強化が求められています。

### ① 少年・若年者に対する支援等（児童福祉との連携強化）

#### 【現状認識と課題等】

犯罪をした人等のうち、少年や若年者等については、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体等が連携した様々な教育的な働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

#### 【本県における取組の方向性と概要】

・児童相談所では非行少年に対し、保護者による適切な監護が得られない場合には、

市町村や警察等の関係機関と連携し、支援を行います。

- ・ 自立援助ホームに対して、職員の人件費や入所児童の生活費等、運営に要する経費の支援を行います。

#### 【児童家庭課】

- ・ 関係機関によるケース検討会を実施し、関係機関との連携強化を図るほか、過去に非行少年として取扱いのあった少年に対する、農業体験活動や学習支援活動等を通じた立ち直り支援活動を推進します。
- ・ 少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する取組を実施します。

#### 【県警察本部少年課】

### 【国における取組の方向性と概要】

#### （八街少年院）

- ・ 被害者の視点を取り入れた教育、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導等、個々の在院者の事情に対応した7種類の特定生活指導を、在院者個々の特性や必要性に応じて実施します。

#### （千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・ 家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
- ・ 地域援助の枠組みにおいては、少年に限らず成人も含め、幅広く犯罪をした人等に対して支援を行います。

#### （千葉保護観察所）

- ・ 保護観察を受けている少年の親の希望に応じ、定期的に外部講師を招聘して親子関係の改善を図るための支援を行います。
- ・ 保護観察を受けている少年及び少年院在院中の少年の保護者に対し、子どもへの関わり方についてのパンフレットを作成し、必要に応じて配布することで、親子関係の改善を図るための支援を行います。
- ・ 少年の生育環境や資質、非行傾向に応じ、再非行防止のため地域の関係機関や民間団体と連携して支援を行います。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### （千葉県弁護士会）

- ・ 「千葉県児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱」に基づき、児童虐待等の困難事例に係る法的対応を児童相談所が的確に行い、児童の相談援助における専門性と客観性を確保し適切な対応を図る「児童虐待対応法律アドバイザー」の募集・登録・研修等を実施します。また、千葉県からの推薦依頼に基づき、各児童相談所職員として、弁護士を推薦します。
- ・ 少年にとって少年院・少年鑑別所における処遇がより良いものとなるよう設置されて

- いる少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会の委員に弁護士の推薦を行います。
- ・児童にとって児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等）の処遇がより良いものとなるよう設置されている千葉県児童福祉施設協議会施設生活等評価委員に弁護士の推薦を行います。
  - ・親権者が不在である場合等に未成年後見人の選任が要する場合に、裁判所からの推薦依頼により、子どもの未成年後見人の候補者として弁護士を推薦します。
  - ・子どもや若者が学ぶ権利を保障していくために、学費減免や奨学金制度の拡充、改善、定時制高校や夜間中学校等の多様な学びに関する啓発や提言等を行います。
  - ・子ども・若者の貧困対策のために、大学や若者支援団体等とも連携しながら若者や社会人向けの出張講座等を行います。

#### （更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・保護観察所からの委託による「家庭裁判所の審判で保護観察に付された少年」や「少年院を仮退院した少年」、家庭裁判所からの補導委託による「試験観察中の少年」等に対し、司法及び関係行政機関と連携して少年の問題行動の改善と再非行防止のための処遇に努めます。

### 寄り添う気持ち 向き合う力 支え合う未来 ～変わる勇気 支える場所～

#### 市原青年矯正センター

千葉県にお住まいの皆さま、こんにちは。

令和5年度に開庁した当センターは、おおむね26歳未満で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害や発達障害等の特性のある者だけを集めて収容している全国で唯一の少年刑務所です。市原刑務所に隣接していた市原学園という少年院の建物をそのまま利用しており、受刑者（当センターでは「センター生」と言います。）への指導についても、少年院で培われたノウハウを活用しています。例えば、センター生一人ひとりに個別担任（刑務官と教育専門官の2人）を付けたり、体育指導を取り入れたり、家族会を開いたり、出所後に相談を受けたりしていますが、ここでは、改善指導（授業）や社会復帰支援を中心に、当センターについて紹介します。

まず、当センターの改善指導は、センター生の特性に応じたオリジナルのプログラムを作成しており、「自己理解」を指導の中心に置いています。多くのセンター生は、自らの特性や行動パターンを言語化する経験が乏しいケースが多いです。そこで、個別担任が寄り添いながら、面接・日記・グループワークを組み合わせることで、衝動性、認知の癖、対人関係や金銭管理の問題などを丁寧に振り返る機会を設けています。改善指導を受講したセンター生からは、「自己理解指導で、自分のことが良く分かるようになって、こういうことはイライラするからやめておこうとか、こういうことは焦っちゃうから人に手伝ってもらおうとか考えられるようになった。」、「ライフスキル指導で他の人の意見を聞いていたら、自分のお金の使い方は間違っていたんだなって分かって、出所後の金銭管理を真剣に考えるようになった。」な

どの感想が聞かれています。このように、センター生が苦手とする、自分の意見の文章化や言語化に繰り返し取り組ませることで、再び同じ場面に直面した際に自ら対処できる力や自己を客観的に見る力が育まれます。その上で、加害行為の影響を具体的に理解できるようになると、行為が被害者本人のみならず家族や地域社会にも波及することを考えさせています。センター生からは、「今の生活を被害者に見られたら怒られると思う。」「被害者への償いの仕方を考えたい。」といった声が聞かれ、加害・被害の構造を自らの言葉で整理する姿が見られます。犯罪に至った経緯や原因などを振り返るとともに、将来の生活設計も考えること、この両方を偏りなく具体的に考えさせる指導を行っています。

体育指導では単なる体力向上だけでなく、物事を継続する力や協調性を育むことを目的として行っています。水泳や持久走、筋力トレーニングなどといった個人種目では、「できた」、「上達した」などといった達成経験は自己肯定感を高めます。また、バレーボールやフットサルといった集団競技では、協調性や自己統制力、ルールの遵守などが養われ、「最後までやり切れた。」「協力して取り組むことが楽しいと感じた。」との声も多く聞かれます。

社会復帰支援については、福祉や就労の専門職を中心に、多職種で連携しつつ早期の段階から支援の方向性を検討・共有し、仮釈放による社会内処遇の期間を確保できるよう保護観察官や保護司と、出所前と出所後の少なくとも2回のケース会議を実施しています。また、家族との関係は出所後の生活安定に直結する重要なファクターです。当センターでは、家族会や引受人会を通じ、センター生と家族双方が互いの思いを確認できる場を設けています。「帰る場所がある」という実感は、センター生の行動変容を後押しし、再犯防止の強固な支えとなります。一方で、家族側の不安や負担の軽減にも配慮し、必要に応じて地域の相談機関と連携して支援体制の調整を行っています。また、ほとんどのセンター生は一般就労を希望するため、障害福祉サービスにつながる事例はまだ多くはありませんが、住み込み就労を希望する場合があります。そのようなセンター生が、出所後に健全な地域生活を送るためには、保護観察官や保護司の方だけでなく、相談支援機関を中心とした地域の支援者のお力が必要です。自治体、地域生活定着支援センター、中核地域生活支援センター、協力雇用主等の方々に支援チームメンバーとして御協力いただくことも多く、スムーズに引継ぎができるように前述のケース会議への参加をお願いしています。

今後も様々な形で地域の支援者の皆さまに御協力をお願いすることになりますが、そのときは、どうかよろしく願いいたします。



社会復帰支援会議



改善指導（模擬）の様子

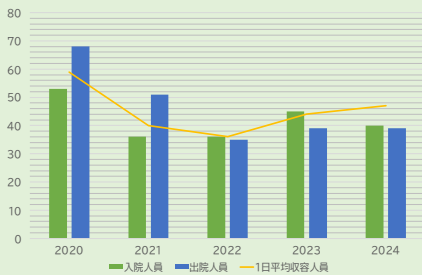


# 八街少年院

少年院とは、家庭裁判所の審判によって保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。当院は、昭和26年に創立され、在院者に対して、①自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種指導（矯正教育課程A2）、②障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種指導（矯正教育課程N2）を実施しています。

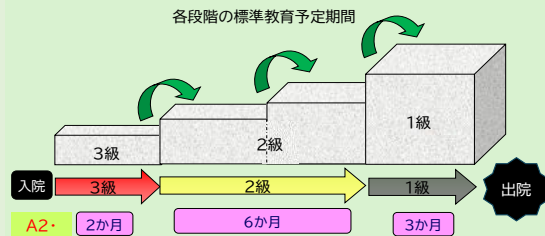
## ● 収容の現況

● 過去5年間の入入院人員と1日平均収容人員の推移



定員	現在員 (R7.11.11)
80	42

## 進級による段階的な処遇



## 矯正教育の内容

少年院の教育の目標を達成するために、取り組ませるべき矯正教育の内容を5つに分けて取り組んでいます。

- 生活指導
- 職業指導
- 教科指導
- 体育指導
- 特別活動指導

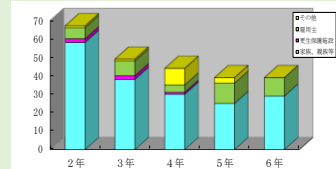


## 仮退院後の進路(令和6年度)

就労 64%が就労 8%が進学  
未定の出院者が28%

帰住先  
家族、親族等 74パーセント  
雇用主 26パーセント  
その他 0パーセント  
※NPO法人、シェアハウス等

## 就労支援の状況



支援対象者総数	ハローワークによる支援		雇用主による		在所(在院)採用施設等		中継施設内定人員	
	求人情報の提供回数(回)	職業相談件数(回)	職業紹介件数(回)	職業紹介件数(回)	人数	人数	人数	人数
4年	8	10	5	8	5	4		
5年	22	22	22	11	15	13		
6年	17	17	17	17	11	10		

## 動物介在活動 ~ GMaC



## 広報やちまた 令和6年9月1日号

### 八街少年院などと土のう作りを行いました

7月2日(火)、浸水被害などに備えるため八街少年院在院者45人、八街市社会福祉協議会および八街市の協働により、土のう約2,200袋を作りました。今回の土のう作りは、国の第二次再犯防止計画に基づき、在院者による社会貢献活動の一環として実施したものです。また、在院者から「自分は今まで社会に迷惑しかけてこなかったもので、今回自分が作った土のうが役に立ちたいです。」などのメッセージカードが届けられました。



## 広報やちまた 令和7年8月1日号

### 八街少年院と土のう作りを実施

浸水被害などに備えるため、今年も市と八街市社会福祉協議会、八街少年院在院生の協働により、5月15日(木)に土のう約2,000袋を作製しました。これは、国の第二次再犯防止推進計画に基づき、在院生の地域社会との連携、社会貢献活動の一環として実施したものです。後日、在院生から「誰かのために何かをするというのは、とてもやりがいを感じられ、今後も皆さまに少しでも役に立てたら良いなと心から思っております。」などのメッセージカードが送られてきました。メッセージは、総合保健福祉センター1階入口に掲示しています。



## ◎千葉少年鑑別所 / 千葉法務少年支援センター

少年鑑別所は、主として家庭裁判所の審判を控えた少年を収容するとともに、彼らが非行に至った原因や、今後健全な生活に立ち戻るための方法等について、医学、心理学、教育学などの専門的な知識や技術に基づいて明らかにする法務省所管の施設です。千葉県内には1か所設置されています。

千葉法務少年支援センターは、千葉少年鑑別所の別称で、非行・犯罪や問題行動でお悩みの方からの心理相談に応じています。例えば、「家庭からのお金の持ち出し」、「親への暴力や暴言」、「性的な問題行動やトラブル」など、幅広い相談内容に対応しています。また、学校や自治体相談室などの求めに応じて講演や研修を行い、思春期の子供たちの問題行動を理解する上で役に立つ考え方や知識について分かりやすく説明したり、支援方法について助言を行ったりしています。さらに、非行及び犯罪の防止に関する相談機関との会議などに参加するなどして、関係機関との連携を強めており、相談内容に応じて、より適切な相談機関を紹介しています。

年々、千葉法務少年支援センターへの相談件数は増加しており、現在は、学校などの教育機関や地域福祉機関の支援者の方々から、非行や問題行動のある対象者の理解や関わり方について相談を受け、非行の専門的な知見からの助言を行うコンサルテーションに力を入れています。

身近な方の非行や犯罪の問題に悩み、困っておられる方は、お気軽に御相談ください。

## 千葉少年鑑別所 / 千葉法務少年支援センター

### 非行・犯罪や問題行動等の専門機関

#### 鑑別

- ▶ 少年審判前に約4週間の入所
- ▶ 面接や心理検査、行動観察を通じて  
非行要因の分析や処遇方針を策定

【少年事件の流れ】



※写真は職員



「なぜ非行に及んだのか」  
「どうすれば立ち直れるのか」

心理・行動傾向の分析により、  
非行の理由や立ち直りの道筋を示す

#### 地域援助

- ▶ 地域における非行や問題行動の心理相談
- ▶ 法教育や講演等の教育支援活動

【相談内容の例】

「家のお金を勝手に持ち出す」  
「親への暴言や暴力がある」  
「校内で性的問題行動がある」



【法教育・研修】

- ・司法手続について
- ・暴力について学ぶ
- ・非行対応の基本



☎ 相談専用ダイヤル ☎  
043-251-4970



【相談について】

- ▶ 相談地域 千葉県全域
- ▶ 費用 無料
- ▶ 相談方法 面接又は電話（予約制）

千葉法務少年支援センター

ホームページ



## ② 女性の抱える問題に応じた支援等

### 【現状認識と課題等】

犯罪や非行をした女性については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷や摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があるほか、育児等について悩みを抱え込んでいる場合や、夫等からのDVの被害に遭っている場合があり、こうした問題が犯罪や非行の背景にあることも少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携し、女性が抱える問題の背景にも留意しつつ、社会復帰支援を実施することが重要であると考えられます。

### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・千葉県男女共同参画センターにおいては、女性が抱える様々な問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していけるように支援するため、女性相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施します。また、弁護士による法律相談や精神科医による「こころの相談」も実施します。

#### 【多様性社会推進課】

- ・千葉県女性サポートセンターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談に女性相談支援員が対応し、アドバイスや指導等を行うほか、弁護士による専門相談、施設への入所対応等を実施します。

#### 【児童家庭課】

### 【国における取組の方向性と概要】

#### （千葉保護観察所）

- ・女性の保護観察対象者が抱えている問題点や必要とする支援のニーズ等について把握に努め、民間の支援団体や自治体の相談機関等と協力して、一時保護を実施したり、女性保護施設への入所を調整する等、生活全般の相談・指導・支援を行い、自立の実現と福祉の増進を促すとともに、再犯や再非行の防止を図ります。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### （千葉県弁護士会）

- ・DV問題法律相談を開設し、配偶者・恋人からの暴力で困っている方の相談に対応します。また、千葉県女性サポートセンターの弁護士による専門相談への担当弁護士派遣や、千葉県DV被害者支援連絡会議への出席等を通じ、自治体の相談機関や民間の支援団体とも協力していきます。
- ・LGBTsを含む多様な性について考える啓発活動を行うほか、個別相談会等の取組を行います。

#### （千葉県更生保護女性連盟）

- ・地域で子育て中の母親等を対象にしたミニ集会を開催したり、子育て支援活動を実施

することで、地域ぐるみで身近な問題を話し合い、子育て等で困っている人に目を向けたり、支援につながる機会を作る等、地域の犯罪・非行防止に努めます。

### 『ほっとけない』の精神で【千葉県更生保護女性連盟】

更生保護女性連盟は、女性として母親としての立場で、地域の犯罪予防と犯罪をした人や非行のある少年たちの改善更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体です。その活動の特色は、①犯罪や非行をした人の更生支援活動に軸足を置いていること、②組織活動を中心としていること、③自主性・自発性を基本とするボランティア活動であること、等があげられます。

また、犯罪予防のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、地域の子育て支援活動、更生保護施設での更生支援活動、保護観察対象者の社会貢献活動への協力、刑務所や少年院の慰問等、地域に根ざした幅広い活動をしており、全国に約 12 万人の会員がいます。

千葉県更生保護女性連盟は 36 の地区更生保護女性会に分かれ、約 2,000 人の会員が、家庭や非行問題について地域住民と考えるミニ集会の実施、保護観察対象者の社会貢献活動への協力、更生保護施設の訪問等、多様な活動を展開しています。中でも近年は、地域の子どもたちに、過ちをしたときに「ごめんなさい」と言えることの大切さと、地域で見守ってくれる人々の存在を伝えることを趣旨として、地域の学校や幼稚園等の御理解のもと、絵本「コウくんときいろいはね」の読み聞かせによる非行防止の啓発活動を県内各地で積極的に展開しています。

千葉県更生保護女性連盟では、これからも地域を想い「ほっとけない」の精神で、あたたかな人間愛をもって、生きづらさを抱える人たちにそっと寄り添い続けます。また、更生保護の心を地域に広め、だれもが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らせる明るい社会の実現に寄与することを目指して活動していきます。

### ③ 発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等

#### 【現状認識と課題等】

犯罪をした人等の中には、その犯罪や非行の背景として、発達上の課題がある場合があり、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていかず、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。

そのため、地域の関係機関等が連携して、発達上の課題を踏まえた支援を実施することが重要であると考えられます。

#### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・発達障害の方々とその家族や関係者の方々のための専門の支援センターである「発達障害者支援センター」において、発達障害の方々のご家族が安心して地域で暮らしていくことができるようお手伝いをします。

【障害福祉事業課】

#### 【国における取組の方向性と概要】

##### （千葉地方検察庁）

- ・発達上の課題を有する支援対象者について、課題の種別及び程度等を把握し、その課題解決に適応する支援機関等との連携を図ります。

##### （市原青年矯正センター）

- ・発達上の課題等の受刑者の特性に応じて若年受刑者処遇要領票における矯正処遇の目標、内容、実施方法等の計画、指導を行います。

##### （八街少年院）

- ・発達上の課題等の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法等の計画、指導を行います。

##### （千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
- ・地域援助の対象者に発達上の課題が認められた場合には、保護者や本人に発達障害の可能性を丁寧に説明した上で医療機関の受診や発達障害者支援センター等の適切な専門機関への相談を促すとともに、同機関と情報共有・連携を図りながら支援を行います。

##### （千葉保護観察所）

- ・発達上の課題を有する保護観察対象者等の処遇について、必要に応じて少年鑑別所や矯正施設、学校関係者、医療機関や相談機関等との処遇検討会を開催する等により、本人の特性にあった適切な指導・支援を行えるよう努めます。
- ・発達上の課題を有する保護観察対象者への理解を深め、効果的な対応のあり方について、職員及び保護司に対し、児童の発達支援に関する有識者を講師として招聘し、

研修を実施します。

## **【民間団体等における取組の方向性と概要】**

(千葉県弁護士会)

- ・個々の事件の中で、少年の主治医、地域の社会資源等と協働することのほか、付添人弁護士が新たに対人援助専門職（児童精神科医、心理師等）に助力をあおいで、独自の立場で少年の要保護性について、必要に応じて調査を実施します。

#### ④ その他犯罪をした人等の特性に応じた支援等

##### 【現状認識と課題等】

犯罪の種類、態様は様々ですが、犯罪をした人等が抱える個々の問題は複雑であることから、個々のケースに応じて、関係機関が集まり、ケース検討を通じて適切な支援策を講じるなど、関係機関・団体の連携をこれまで以上に強化していくことが重要であると考えます。

犯罪の中には、専門的な治療・回復プログラムの実施が再犯防止に効果的なものもあります。そのようなケースでは、犯罪をした人の特性に加え、実施したプログラムの内容等を関係機関・団体が適切に情報共有した上で、連携して支援を行うことが求められています。

性暴力・性犯罪については、一般的に被害に遭っても届け出ない人が非常に多く、統計上の数字に現れない被害者も多いとされています。

また、性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に積極的に取り組んでいく必要があります。

性犯罪をした人に対しては、矯正施設や保護観察所において専門的な処遇プログラムを実施していますが、刑事司法手続終了後も引き続き、自治体、関係機関・団体が適切にサポートしていく必要があります。

性犯罪をした人に対する地域社会における再犯防止の処遇プログラムについては、専門的な人材の確保等が課題ですが、国の動向を注視するとともに、先進的な自治体の取組等についての情報収集を行うことも含め検討が必要です。

また、窃盗事犯者は窃盗を繰り返す傾向が認められます。窃盗に至る原因や要因は様々であり、複数の要因が絡み合うケースも多いことから、個々のケースに応じて、様々な視点から関係機関が連携して支援することが必要です。

##### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・性犯罪をした人や窃盗事犯者が再び犯罪を起こさないようにするため、千葉県再犯防止推進連絡協議会等において、国の動向を注視するとともに、先進的な自治体等の取組についての情報収集を行うこと等を通じ、個々の状況に応じて、自治体、関係機関・団体が円滑に支援できるよう検討します。

##### 【健康福祉指導課 障害者福祉推進課】

- ・ストーカー加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を千葉保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、千葉保護観察所が行う仮釈放の取消の申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消の申出に対する協力を行います。
- ・ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行う等、精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。

- ・ ストーカー規制法による禁止命令等の措置を講じた加害者全員に対し、加害行為の再発防止等のため、警察官による連絡を行います。

**【県警察本部人身安全対策課】**

- ・ (公財) 千葉県暴力追放運動推進センターを事務局とし、千葉労働局、千葉保護観察所、千葉刑務所、千葉少年鑑別所、千葉県保護司会連合会、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター、千葉県警察等で構成する「暴力団社会復帰対策協議会」では、暴力団からの離脱支援と社会復帰のための就労支援対策について連携を図ります。
- ・ 暴力団による加入強要や離脱後の報復を恐れる人の要望に応じ、県境を越えた受入企業の紹介を行う等、他の都道府県と連携した、再犯防止及び社会復帰対策に取り組みます。
- ・ (公財) 千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、県内の少年指導委員に対し、少年を暴力団から守り健全な育成を推進していくための必要な研修を行います。
- ・ (公財) 千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、社会復帰対策の充実を図るため、暴力団離脱者を雇用する受入事業者の獲得に努めるとともに、受入事業者への支援を拡充します。

**【県警察本部組織犯罪対策課】**

- ・ 千葉県警察は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪を行った者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯防止に向けた措置の充実を図ります。
- ・ 万引き被疑者として検挙した高齢者のうち、支援を希望する者については、行政機関等と情報共有を図って万引きの要因等を解消させることにより、高齢者の万引きの再犯防止を推進していきます。

**【県警察本部生活安全総務課】**

## **【国における取組の方向性と概要】**

(千葉刑務所・市原刑務所)

- ・ 刑執行開始時に、心理専門官による面接・調査に加え、必要に応じて福祉専門官や就労支援スタッフなどにおいても面接・調査を実施することで、早期に問題点の精査や必要な支援の提案を行います。

(千葉刑務所)

- ・ 薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育のほか、アルコール依存症回復プログラム、暴力防止プログラム、ギャンブル依存回復プログラム、高齢受刑者健康運動指導、対話実践等、個々の受刑者の犯罪に応じて改善指導を実施します。

(市原刑務所)

- ・ 被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労準備指導、アルコール依存回復プ

プログラム、薬物依存離脱指導等を個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。

#### (市原青年矯正センター)

- ・刑執行開始時に、心理専門官、福祉専門官、就労支援専門官による面接・調査だけでなく、少年鑑別所と連携し、処遇鑑別を入所後、中間期頃、出所前の3回実施し、受刑者の問題点の精査、課題について洗い出し、必要な処遇方針を立てて指導を行います。
- ・薬物依存離脱指導、特殊詐欺再犯防止指導、交通安全指導、行動適正化指導等を個々の受刑者の犯罪に応じて指導を実施します。また、自己の特性を理解させることを目的として、センター特別プログラム（知的障害、ASD、ADHD）、自己理解指導、視覚機能向上指導、認知機能維持・向上指導を実施しています。その他、基礎体力の向上のため、体育指導を実施しています。

#### (八街少年院)

- ・他者の気持ち等を共感することが苦手な人や情緒面で課題を抱えている人に対して、他者への共感性を深め、情緒的な感情のコントロールを身に付けていく取組として、動物介在指導（GM a C（give me a chance の略））プログラムを実施します。

#### (千葉保護観察所)

- ・性犯罪で刑事処分により保護観察となった人のうち、特別遵守事項に性犯罪再犯防止プログラム受講が設定されている人に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施します。
- ・ストーカー行為により刑事処分により保護観察となった人に関し、被害者等に接触を試みようとする等の特異動向がうかがわれた場合は、千葉県警察と連携を図り、再犯防止に努めます。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### (千葉県弁護士会)

- ・ちばコンベンションビューロー千葉国際交流センター、千葉市国際交流協会、柏市国際交流協会（K I R A）及び船橋市役所において、定期的に無料法律相談を実施するとともに、別途、毎年6月には外国人のための労働相談会、11月には外国人のための法律相談会を開催し、外国人の方が抱える法的問題や困りごとに対応します。
- ・日本弁護士連合会の委託援助事業を活用することで、経済的に余裕がない外国人の方の代理業務等を、原則として外国人の方の経済的負担なしで受任し、対応します。
- ・刑事事件等により在留資格を失う退去強制事由に該当する場合に、刑事事件から引き続いて行われる入管における退去強制手続でも、本人の意向を踏まえながら代理人弁護士がサポートすることができるように支援します。
- ・千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターでは、暴力団を脱退し更生を真に希望する元暴力団員の離脱支援や社会復帰支援を行います。具体的には、「離脱支援マニュアル」を弁護士会内向けに作成する等して、刑事弁護等において弁護士が暴力団からの脱退を希望する被疑者、被告人を適切に援助できるよう情報提供を行います。
- ・上記センターに所属する弁護士がチームを組み、例えば暴力団からの脱退に際して

障害となっている民事上のトラブル等について、離脱希望者の代理人として組織側と交渉や裁判等を行う等の援助を行います。

- ・日頃より、元暴力団員の社会復帰に関して、千葉県警（捜査四課）や暴力団追放県民会議とも連携や情報共有を行います。

**（千葉県就労支援事業者機構）**

- ・犯罪をした人等の特性に応じてきめ細やかに、就職相談、ハローワークへの橋渡し及び協力雇用主との調整等を行い、その人の立ち直りに資する就職と職場定着を図る取組を行います。

**（更生保護施設（千葉県帰性会））**

- ・被保護者の中には様々な問題を抱えている人が多く、生活全般に関わる処遇や支援のほか、個別対象者の属性、特に高齢・障害・少年・長期刑及び薬物等に応じた処遇や支援が必要となることから、これら特定の犯罪傾向の改善のための特別な処遇を更に充実させていきます。

## 私たちは困っている人の味方です【千葉県弁護士会】

千葉県弁護士会 遠藤 直也

弁護士は、困っている人の味方として一緒に問題の解決に取り組む法律家です。

弁護士から見ると、捜査されている被疑者も、刑事裁判を受けている被告人も、刑務所を出所して不安な気持ちで社会復帰しようとしている人も、みんな困っている人です。

困っている人が、目の前の問題を解決し、再び人生を前に進めようとするのを弁護士は法律家として後押しします。

被疑者や被告人が世間から厳しい視線を向けられているとき、弁護人は彼らの唯一の味方といえるかもしれません。弁護人は被疑者や被告人のことを第一に考えます。そして、被疑者や被告人が罪を認め更生を望んでいるときは、弁護人は彼らの更生の第一歩を後押しする存在です。弁護人は、刑事事件をきっかけとして、被疑者や被告人に障害や生活困窮の問題があることに最初に気付く存在かもしれません。弁護人は、被疑者や被告人に福祉の支援が必要ならば、彼らを福祉につなげる活動も行うことができます。

また、ある人が刑務所から出所して社会復帰しようとしているとき、彼の目の前には解決しなければならない問題が山積みかもしれません。借金の問題、家庭の問題、不良交友の問題等、様々な問題があり得ます。弁護士は、そうした様々な相談に応じ、解決の助言を与え、一緒に問題の解決に取り組むことができます。目の前の問題を解決できなければ、それが再び罪を犯す引き金になるかもしれません。目の前の問題を1つずつ解決してゆくことは、彼らの更生にとってとても大切なことです。弁護士会では様々な問題に応じられるよう多種多様な法律相談サービスを用意しています。今後、刑務所から出所した人や彼らを支援する福祉機関の人が、私たち弁護士に相談しやすいように工夫することは、弁護士会のこれからの課題だとも思っています。

困っているときはぜひお声かけください。私たち弁護士は、困りごとの解決に取り組む法律家として、再犯防止推進計画に携わっていきたいと思っています。

## (6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

### ① 民間協力者の活動の促進等

#### 【現状認識と課題等】

千葉県における再犯防止の推進に当たっては、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨(かい)を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア等、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

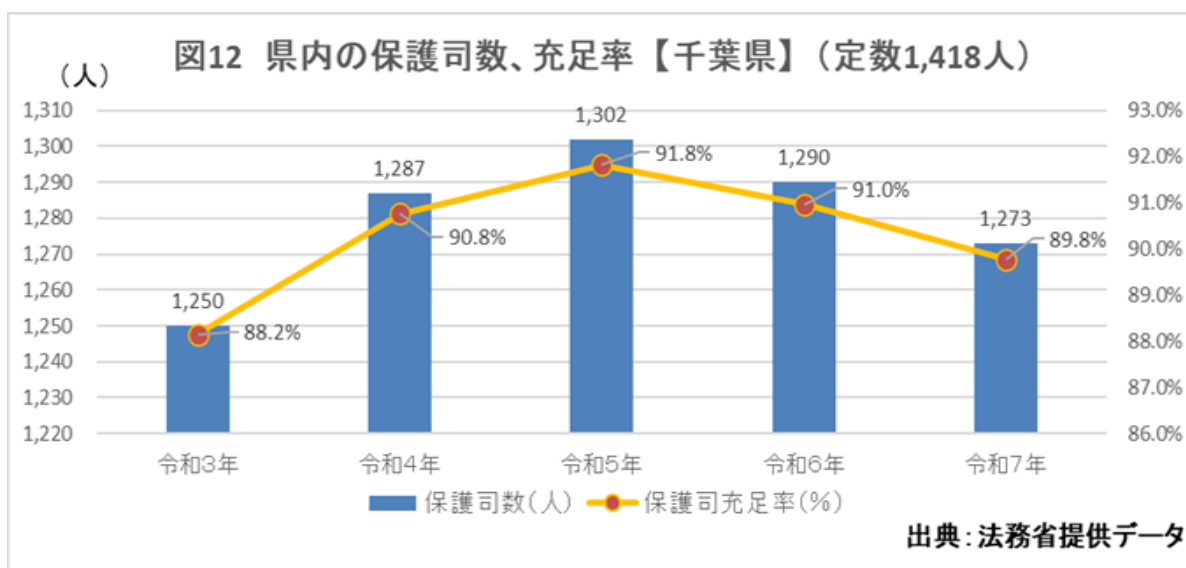
また、更生保護法人が運営する更生保護施設における、地域とともに行う自発的な居場所づくりや生活・就労指導等も、地域社会における息の長い支援につながる取組として欠かせないものです。

しかし、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアに携わる人が減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化していること等、社会環境の変化により従来の民間ボランティア活動が難しくなっており、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であることが課題となっています。

千葉県においては、千葉保護観察所が各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくためには、地域ごとのバランスにも配慮しながら、民間協力者における人材や活動体制等を確保していくこと、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町村等が更なる協力体制を構築していくことについて、具体的な方策を検討する必要があります。

#### ○ 県内の保護司数・保護司充足率 (各年1月1日現在)

近年、県内の保護司の充足率は、90%前後を推移しています。



## 【本県における取組の方向性と概要】

- ・ 保護司の適任者や更生保護ボランティア参加者の確保について、定年退職予定の県職員を主な対象として、保護司や更生保護ボランティア活動の紹介等を行い、職員の理解の促進や関心のある職員の掘り起こしを図る取組を実施します。
- ・ 県ホームページや広報紙に、保護司や更生保護ボランティアの活動等を掲載し、更生保護活動に対する県民の理解促進や、興味・関心の喚起を図ることで、保護司のなり手やボランティア活動への参加者の増加に向けた取組に寄与します。
- ・ 地域の再犯防止及び犯罪をした人等の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援の促進について、市町村等への働きかけを行います。
- ・ 保健・医療・福祉サービス等を必要とする更生保護施設入所者に対して、円滑かつ充実した支援が行われるよう、更生保護施設との連携を進めます。
- ・ 千葉県更生保護助成協会の運営費の助成をすることにより、保護司や更生保護ボランティアが行う、犯罪をした人等の改善更生活動の支援を行います。

【健康福祉指導課】

- ・ 少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配付、広報活動等により支援の充実と活発化を図ります。

【県警察本部少年課】

## 【国における取組の方向性と概要】

### (関東矯正管区)

- ・ 各協力団体に向けて管内矯正施設の参観を計画し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図るとともに、各種セミナーや研修会に講師を派遣する等、積極的に参画し、相互理解や連携強化を図ります。

### (千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター)

- ・ 篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、受刑者への各種指導等の充実を図ります。

### (八街少年院)

- ・ 篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、在院者への各種指導等の充実を図ります。

### (千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター))

- ・ 施設参観の実施や研修・講演への講師派遣等により、矯正行政や再犯防止に関する行動、地域援助活動についての理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。

### (千葉保護観察所)

- ・ 保護司確保に対する支援として、地区保護司会との共同による保護司候補者検討協議会の設置及び運営に対する指導・助言を行います。
- ・ 地区保護司会が設置した更生保護サポートセンターの運営に対する助言や、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護女性会会員、BBS、協力雇用主等の更生保護

- ボランティアに対する研修や表彰に関する事務を行います。
- ・協力雇用主のなり手を増やす取組を行うとともに、相談支援や研修等について各方面と協議・検討していくほか、民間協力者の活動に対する支援を継続していきます。

## 【民間団体等における取組の方向性と概要】

### （千葉県保護司会連合会）

- ・保護司候補者検討協議会を設置した保護司会への協力を行います。
- ・学校・生徒を取り巻く諸問題に効果的に対応するため、学校との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会に助成を行います。
- ・更生保護女性会やBBS会が行う活動への支援と協力を行います。

### （更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・被保護者が更生保護施設を退所後も孤立させないために、生活の安定に向けた支援を行うとともに、地方公共団体や福祉関係機関、支援団体等の地域における社会資源を有機的に連携させるためのネットワークを構築し、地域連携の拠点としての役割を担っていくことを目指します。

### （千葉県更生保護助成協会）

- ・保護司活動の拠点である更生保護サポートセンターへの助成を行うことで、活動を支援します。

## 保護観察所と二人三脚 【千葉県保護司会連合会】

千葉県内には、法務大臣から委嘱された保護司が、約1,200名おられ、各保護司は、自宅等の活動区域の所在地によって、県内27に区分された保護区に配属されています。保護司は、配属された保護区内に居住する対象者の保護観察や生活環境調整を担当し、同じ保護区に配属された他の保護司と一緒に、研修会に参加し、社会を明るくする運動等の犯罪予防活動・地域啓発活動を行っています。

この保護区単位の組織が地区保護司会であり、千葉県内合計27の地区保護司会の取りまとめ団体として千葉県保護司会連合会が組織されています。保護司会連合会及び地区保護司会は、平成11年施行の保護司法の一部改正により、保護司法に規定された法定組織となっています。

千葉県保護司会連合会では、千葉保護観察所との緊密な連携を基に、各地区保護司会の活動の充実強化を図るため、主に以下の事業に取り組んでいます。

- ・保護司適任者確保の推進
- ・タブレット端末を地区保護司会へ貸出し、デジタル化研修実施の支援
- ・「保護司専用ホームページ”H@（はあと）”」の活用の推進
- ・各地区保護司会とのオンライン交流会（びーなっつの会）の定期的開催
- ・千葉県更生保護大会（更生保護関係者顕彰式）の開催
- ・保護観察所が実施する各種の保護司研修会への協力
- ・機関紙「千葉更生保護」の編集・発刊
- ・社会を明るくする運動の実施
- ・他の更生保護関係団体や外部の関係機関・団体との連携強化

## ② 広報・啓発活動の推進等

### 【現状認識と課題等】

犯罪をした人等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念や施策は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても十分に認知されていないという現状があります。また、犯罪をした人等に対する偏見（福祉施設からの入所拒否等）があること、協力雇用主が広く地域住民から理解され社会的にも評価されるような取組が必要であること、といった課題があります。

そのため、国や県、市町村、民間団体等が連携して、更生保護や再犯防止に関して幅広い啓発を図り、より身近なものとして社会に浸透させていく必要があります。

一方で、犯罪被害者の無念や憤りの心情を考慮すると、単に犯罪をした人等へ手厚い支援を行えば良いというものでもなく、同時に犯罪被害者への十分な配慮がなければ地域住民の理解は得られません。

犯罪をした人等が社会復帰をするには地域住民の寛容と理解が必要不可欠です。再犯防止の取組を「加害者支援」として受け止め、再犯防止の取組そのものに批判的な御意見もありますが、犯罪をした人等との共生は避けて通れません。犯罪をした人等の社会復帰が進まなければ、加害者から被害者への賠償義務の履行もできず、結果的に孤立化・困窮化に追い込むこととなり、再び罪を犯せば、結果として新たな被害者を生むこととなります。

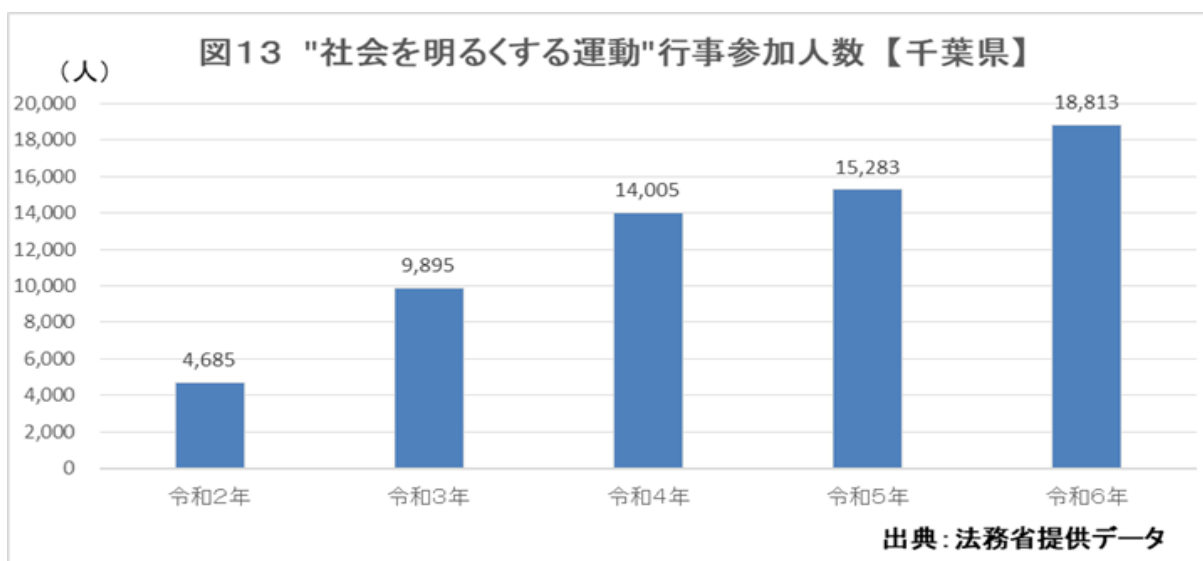
従って、地域住民の理解と寛容のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者への支援の充実を図りつつ、広く地域住民の各層に関心をもってもらうように広報啓発活動を行う必要があります。

また、再犯防止について地域住民に理解してもらうには、地域住民との距離が近い市町村の協力と取組が必要不可欠です。

そのため、今後も引き続き、社会を明るくする運動等を通じ、地域住民の理解を求めるとともに、施策を推進する市町村職員に研修や会議等を通じて、再犯防止に関する理解を更に深めてもらうことも必要です。

## ○ 県内の“社会を明るくする運動”行事参加人数

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、多くの行事が中止となったことから、人数が減少していますが、その後は徐々に増加し、コロナ以前の状況に近づきつつあります。



### “社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。本運動は令和7年で75回を数え、千葉県では、毎年、千葉県知事が本運動の千葉県推進委員長となり、各市町村の地区推進委員会とともに様々な活動を展開しています。

毎年7月はこの“社会を明るくする運動”強調月間であり、また平成28年に施行された再犯防止推進法に規定された「再犯防止啓発月間」でもあり、全国はもとより千葉県内各地においても街頭広報活動や住民集会、非行防止教室等の行事が実施されています。

また、全国の小中学生を対象に、犯罪・非行のない地域社会を作ることや犯罪・非行をした人の立ち直り等をテーマにした「社会を明るくする運動作文コンテスト」も毎年実施されており、令和7年度は県内の小中学生から合計16,350点の作文の応募がありました。

### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・子どもや若者が健全に育つことができる社会環境の整備に向けて、「青少年を健全に育てる運動」の周知、青少年のインターネットの適正利用に関する啓発や千葉県子ども・

若者総合相談センター「ライトハウスちば」の周知等を行い、行政機関はもとより、関係団体等と連携しながら、家庭・学校・地域へ広報・啓発活動を実施します。

- ・ 青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。

#### 【県民生活課】

- ・ 広く県民各層に、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を持ってもらえるよう、“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、市町村との連携や様々な広報媒体を活用して本運動を推進し、保護司や更生保護ボランティアの活動を幅広く支援します。
- ・ 千葉県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人の円滑な社会復帰及び地域生活への定着について、地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。
- ・ 地域の安全・安心に関する取組や、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する活動に貢献している更生保護ボランティアを始めとする民間の個人・団体等を顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努めます。

#### 【健康福祉指導課】

### 【国における取組の方向性と概要】

#### (千葉地方検察庁)

- ・ 検察庁の業務の理解が得られるよう行政機関、福祉機関等に対して積極的に業務説明等の広報活動を行うとともに、学生等を含む広く県民の方にも広報活動を通じて当庁の取組の理解が得られるようにし、入口支援等による再犯防止施策に寄与していきます。

#### (関東矯正管区)

- ・ 再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、再犯防止シンポジウム等を開催します。また各矯正施設で実施されている矯正展について、各関係機関へ情報提供を行い、広報啓発活動の促進を図ります。

#### (千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター)

- ・ 再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、矯正展を開催します。矯正展では、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・販売を行うとともに、矯正行政や刑務作業の広報を行うほか、各関係機関とも連携して広報啓発活動を行います。
- ・ 近隣住民や関係機関を対象とした施設参観を広く受け入れ、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。

#### (八街少年院)

- ・ 近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。

#### (千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター))

- ・犯罪及び非行に関する各般の問題に係る少年、保護者その他の人の相談に対する援助を行います。
- ・犯罪及び非行の防止に関する機関又は団体の求めに対し、情報の提供、助言、各種調査、心理的援助等の援助を行うほか、法教育や各種講演会等を行います。

#### (千葉保護観察所)

- ・地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、犯罪をした人等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信していきます。
- ・更生保護出張講座として、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義を実施するとともに、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらう効果的な情報発信、広報活動を実施します。
- ・教職員に対する刑事司法や更生保護に関する知識の習得、その他再犯防止推進施策に関する知識の習得に関する研修を行っていきます。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### (中核地域生活支援センター)

- ・中核地域生活支援センターの職員を対象に、刑務所、医療刑務所、少年院等の見学研修を実施し、司法福祉についての理解促進を図ります。

#### (千葉県地域生活定着支援センター)

- ・社会福祉士を養成する大学の講座や実践報告会の開催を通して、犯罪をした高齢者や障害者等を取り巻く社会的な背景や、事業の内容等について周知します。
- ・犯罪をした人等への支援について、広く理解と関心を持ってもらえるよう、実践報告会を開催し、事業説明や関係機関との意見交換を行います。

#### (千葉県更生保護助成協会、千葉県保護司会連合会)

- ・“社会を明るくする運動”千葉県及び地区推進委員会への助成及び“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。

#### (千葉県更生保護助成協会)

- ・機関紙「千葉更生保護」を年3回発行し、更生保護関係者及び賛助会員等に配付し、更生保護についての理解促進を図ります。

#### (千葉県更生保護女性連盟、千葉県BBS連盟)

- ・“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。

#### (更生保護施設(千葉県婦性会))

- ・機関誌「ふくでん」を発行(年1回)し、更生保護関係者を始め、地域住民や関係機関・団体に配付して当会の活動の様子や動きを積極的に情報発信し、当会の事業

運営及び更生保護事業に対する広報・啓発を行います。

- ・地域住民への集会室の貸し出しや「餅つき大会」等、地域住民の参加を得た行事を開催する等により、地域住民の理解を促進し円滑な関係を築くように努めます。

## 市町村の取組について【千葉市】

千葉市では2023年（令和5年）1月に千葉市再犯防止推進計画を策定し、保護司会等の更生保護団体の活動を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに努めており、様々な取組を行っています。

### ○千葉市保護司会連絡協議会との就労支援協定に基づく市役所における就労支援

犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに向け、千葉市保護司会連絡協議会や保護観察所などの関係機関との連携により、保護司会から推薦を受けた保護観察中の少年等を、市の臨時職員として任用することにより、自立及び社会復帰を支援していく環境を整えています。

### ○包括的支援体制の整備

複雑化・複合化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受けとめ、適切な支援に早期につなげるため、令和5年10月に福祉まるごとサポートセンターを開設しました。

### ○更生保護サポートセンターの設置支援

更生保護サポートセンターは、保護司や保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点であり、保護観察対象者の面談場所としても活用しています。

同センターの設置場所として、区役所等の1室を提供するなど、保護司の活動促進に向けた支援を行っています。

### ○矯正施設入所者等の相談支援

千葉市への帰住を希望する矯正施設等の在所者で、出所後に福祉的な支援を受けることが望ましい方に対して、面談を実施し、出所後のスムーズな支援につなげる取組みについても、県や相談支援機関、保護観察所と連携して行っています。